

# ケアプラン作成における目標期間の設定について(再周知)

## 1. 居宅サービス計画書(第2表)の目標期間について

目標の期間について、令和6年8月1日から下記のとおり取り扱いを変更しています。

長期目標

**「認定有効期間の満了日を期間の最長」とし、「生活全般の解決すべき課題(ニーズ)」を、いつまでに、どのレベルまで解決するのか”期間”を記載する。**

※ケアプランの作成区分が「初回」の場合は、6か月～12か月を目安とする。

**※「身体的な状態変化」・「主たる介護者・家族の変化」・「生活環境の変化」が長期的(2年以上が目安)にない場合のみ、「認定有効期間の満了日を期間の最長」とすることは可。**

➡「認定有効期間の満了日を期間の最長」に設定する場合は、「介護支援専門員」・「サービス提供事業者」の判断根拠を「居宅介護支援経過」に残す。

短期目標

**「1年以内の期間」とする。**

※ケアプランの作成区分が「初回」の場合は、3か月～6か月を目安とする。



## 2. 留意事項

上記1. の取り扱いについては、日向市の被保険者のみ適用であることから、他市町村の被保険者を担当される場合はそれぞれの自治体の方針に則ってケアプランの作成をすること。

モニタリング訪問については、国の基準・指針のとおり。